# 入札説明書

令和4年度市町職員等高度化コース研修業務委託に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

# 1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和4年度市町職員等高度化コース研修業務委託

(2) 委託の内容等 入札説明書及び仕様書のとおり。

(3) 契約期間

令和5年3月30日(木)まで

(4) 履行場所 兵庫県立森林大学校が指示する場所

### 2 入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審查窓口)

兵庫県出納局物品管理課 電話(078)341-7711 内線4936

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次の要件を満たす者であること。 平成24年度から令和3年度までに森林・林業・木材利用のいずれかの分野 における研修の実績があること。

#### 3 入札者に求められる義務

(1) この入札に参加を希望する者は、申込書を令和4年7月15日(金)午後 5時までに4(1)で定める場所に提出すること。 (2) 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

# 4 入札参加の申込み

(1) 申込場所

(2) 申込期間

令和4年7月6日(水)から7月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び 祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

- (3) 申込書類
  - ア 申込書を作成の上、上記(1)の申込場所に提出すること。
  - イ 前記 2 (1) の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入 札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

なお、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに取得できていない場合は、下記 6 (1) の入札開始日時までに上記 (1) の場所に持参または郵送すること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局物品管理課 電話(078)341-7711 内線4936

- ウ 前記2(5)の要件を確認するため、「研修運営実績」を添付すること。
- (4) 一般競争入札参加資格の確認
  - 一般競争入札参加資格の確認基準日は、令和4年7月22日(金)とする。
- (5) その他
  - ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担 とする。
  - イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外 には、入札参加申込者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
  - エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。
- 5 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 6 入札・開札の日時及び場所
  - (1) 入札・開札の日時及び場所

令和4年7月22日(金)午後2時 兵庫県立森林大学校1階会議室

(2) 前記4(4)のイの一般競争入札参加資格確認通知書を当日持参すること。

#### 7 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退届」(当初又は途中で辞退する場合)の区別を記入し、令和4年7月22日(金)正午までに前記4(1)の場所に必着すること。

## 8 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア 数字で表記すること。
- (2) 入札書は、所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載にあたっては、次の点に留意すること。
  - ア 件名は、前記1(1)に示した業務の名称とする。
  - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
  - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏 名とする。
  - エ 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者 以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出するこ と。
  - オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代 えることができる。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回すること はできない。
- (7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

## 9 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に関して疑問がある場合は、次により文書、電子メール又はファックス(様式は任意)で質問すること。

#### ア 提出期間

令和4年7月6日(水)から7月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

## イ 提出場所

前記4(1)に同じ。

(2) 回答書は令和4年7月13日(水)までに文書、電子メール又はファックスにて通知する。

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

不要

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

#### 11 無効とする入札

- (1) 前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

#### 12 落札者の決定方法

- (1) 前記1(1)の委託業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送等した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

## 13 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状(様式第6号)を入札 執行者に提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。

# 14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

## 15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約締結日までの契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。
- (2) 上記(1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は 指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

### 16 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により 指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うこ とのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)の趣旨を徹底し、暴力

団排除を進めるため、契約者には、

- ア 暴力団または暴力団員でないこと
- イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと
- ウ 前記ア、イに該当することとなった場合は、契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書を提出すること。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加すること。

#### 17 事業担当部局